

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性とコンプライアンスを徹底するため、コーポレートガバナンスの充実を図りながら、当社グループ全体の経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築します。また、企業倫理、経営理念等を当社グループ全体に浸透させるため、様々な施策を通じて全社的な活動を展開します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則3-1-3 情報開示の充実】

(1) サステナビリティについての取り組み、人的資本等についての取り組み

当社グループは、「個と組織をポジティブに変革するチェンジエージェント・グループ」をミッションに掲げ、世の中にポジティブな変化を生み出す企業として、社会と共に持続的に成長したいと考えています。近年企業価値の視点では非財務情報の重要性が高まっており、サステナビリティ活動も企業価値の重要な指標になっていると認識しています。当社グループはこれまで、求職者に学びと就業の機会を提供し、クライアント企業のニーズに応えることで社会課題の解決に貢献してきましたが、改めてサステナビリティの共通言語となる、ISO26000やESG、SDGsの視点で、自らを評価し、必要な取り組みを整備し、その状況につきまして、適宜開示していきます。

当社は、2020年10月に当社ホームページにおいてサステナビリティページを新設し、当社グループのESGに関する取り組みを開示しています。環境方針、人権方針、サプライヤー行動基準等の各種方針、ESGの具体的な取り組み、サステナビリティデータを掲載しています。

また、2020年11月に「社会的価値と経済的価値の統合」を目的としてSDGsプロジェクトを発足させました。SDGコンパス(*)に則ってマテリアリティ(重点課題)の特定やサステナビリティ活動の目標・KPI設定を順次進めており、取締役会への報告を通じ、その意見や助言を取り組みに反映しています。

今後発行予定の統合報告書や当社ホームページを通じ、経営戦略・経営課題と整合した分かりやすく具体的な情報の開示を進めていきます。

(*) 国連が提唱しているSDGsを経営戦略と統合させるためのガイドライン

(2) 気候変動に係るリスクや収益機会が自社に与える影響等について

当社グループは、気候変動への取り組みとして、「2031年3月期までに2020年3月期比でCO2排出量を総量20%削減」する目標を設定し、当社ホームページに公表しています。気候変動に係るリスクや収益機会が自社に与える影響等については、TCFD等の枠組みに基づき、開示の質と量の充実を進めていきます。

(中期経営計画: <https://willgroup.co.jp/ir/strategy.html>)

(サステナビリティ: <https://willgroup.co.jp/sustainability/index.html>)

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社では取締役候補者の選任及び取締役の報酬に関する審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的として、「指名委員会(旧 選考委員会)」及び「報酬委員会」を設置しています。当社取締役の構成は、社内取締役3名、独立社外取締役2名であり過半数に達していませんが、今後、各委員会において取締役会の機能の独立性・客観性の観点から、独立社外取締役のほかに社外監査役を構成員とした委員会に変更する予定です。

・指名委員会(旧 選考委員会)

最高経営責任者の後継者プランニングにおける後継者の教育、育成に係る事項、取締役候補者の選任及び取締役の解任に係る事項を審議しています。

委員:独立社外取締役 2名(内1名議長)

社内取締役 3名

・報酬委員会

取締役会の委任に基づき、株主総会・取締役会で決議された報酬制度及び報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬を審議・評価します。報酬委員会で評価したものは、客観性・公平性・透明性の観点より、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであるか事前に審議・確認をしています。

委員:社内取締役 3名

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式として上場株式を保有していません。今後につきましても、事業機会の創出、取引・協業関係の構築・維持・強化等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合を除き、保有しない方針としています。

政策保有株式を保有する場合、上記の方針に照らし、保有の意義が希薄と判断した場合には、できる限り速やかに縮減していく方針としています。

(2) 政策保有株式に係る検証の内容

政策保有株式を保有する場合は、定期的に、取締役会において、保有によるメリット、リスク、資本コストに対する投資対効果などの経済合理

性、将来の見通し等についての評価を行い、継続保有の判断を行うこととしています。

(3) 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権の行使は、画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な企業価値ならびに株主還元向上の視点から、議案ごとにその賛否を判断し、議決権行使をすることとしています。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社が、関連当事者間の取引を行う場合には、社内規程に基づき、代表取締役の審議を経て、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しています。また、グループ会社役員については、定期的に、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っています。なお、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

(有価証券報告書: <https://willgroup.co.jp/ir/library/sr.html>)

(インターネット開示事項: <https://willgroup.co.jp/ir/library/report.html>)

【補充原則2 - 4 - 1 女性の活躍推進を含む社内多様性の確保】

変化の激しい市場環境、未来の予測が難しい時代において、現状の事業領域にとらわれず新たな事業機会を創出していくためには、多様な視点や価値観を企業経営に活かすことが重要であると認識しています。そのため当社グループにおいては、女性、外国人、様々な職歴をもつ中途採用者など、多様な人材の採用・登用を積極的かつ継続的に行いつつ、個人の特性や能力を活かせる職場環境の整備やマネジメント層の教育などの取り組みを進めています。2030年までにそれぞれの社員比率と同程度の中核人材比率となるようこれからも取り組んでいきます。

(1) 女性の中核人材登用

近年、女性活躍推進を積極的に進めており、若年層のキャリア形成研修、管理職層へのマネジメント研修などを実施しています。正規社員のうち女性社員比率が40.9%であるのに対し、女性管理職比率は27.6%と同水準には達していません。2030年に女性管理職40%を目指し、職場環境の整備、キャリア意識醸成等に継続的に取り組み、将来的に経営の意思決定に関わる女性社員を増やしていきます。

(2) 外国人の中核人材登用

当社グループは31社の海外連結子会社を有しているだけでなく、外国語指導助手(ALT)派遣、中長期滞在目的の外国人向けサービスを展開していることから、多くの外国籍社員が在籍しています。正規社員のうち外国人社員比率は24.6%、外国人管理職比率は37.8%と高い水準を確保しており、今後も国内外の企業問わず積極的に登用していく方針です。

(3) 中途採用の中核人材登用(日本国内企業のみ)

当社グループでは、様々な職歴をもつ中途採用者を積極的に採用し、管理職に登用しています。正規社員のうち、中途採用社員比率は66.8%、中途採用社員管理職比率は73.1%と同程度の水準を確保しており、今後も新卒・中途問わず育成・登用していく方針です。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、コーポレートガバナンス・コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していないため、アセットオーナーには該当していません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、中期経営計画を当社ホームページで開示しています。

(経営理念: <https://willgroup.co.jp/profile/policy.html>)

(中期経営計画: <https://willgroup.co.jp/ir/strategy.html>)

(2) 本報告書 - 1. 基本的な考え方に記載の通りです。これに基づく具体的な方針や取り組みについては、本報告書の各項目をご参照ください。

(3) 当社取締役の報酬の決定に関する方針は、本報告書 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】に記載しています。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については、社内規程に基づき、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能とグループ会社各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。また、監査役候補の指名については、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点により総合的に検討しています。

これらの方針に基づき、社外取締役を含む「指名委員会(旧 選考委員会)」において事前に審議し、取締役会で決議します。

また、経営陣幹部の解任については、社内規程に基づき、社外取締役及び監査役を中心として構成する諮問委員会を都度組成のうえ審議し、取締役会で決議します。

(5) 取締役・監査役の各候補者及び選任理由ならびに経歴等は、その都度株主総会参考書類に記載しています。株主総会参考書類については、当社ホームページに掲載している株主総会招集通知をご参照ください。解任を行う場合は、方針と手続に則り、適宜適切に開示します。

(株主総会招集通知: <https://willgroup.co.jp/ir/library/report.html>)

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣への委任の範囲】

当社は、法令に準拠して取締役会で審議のうえ決定する事項を取締役会規程として定めています。また、職務権限規程等により経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」と総称する)または社外役員候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下に記載する当社の「独立性判断基準」を満たすものとしています。

当社の「独立性判断基準」

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者*1

当社グループの主要な取引先とする者*2またはその業務執行者

当社グループの主要な取引先*3またはその業務執行者

当社の大株主(総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者

当社グループが総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者

当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

当社グループから役員報酬以外に、多額*4の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等

当社グループから多額*4の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

当社グループから多額*4の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者

上記 から に過去10年間に於いて該当していた者

上記 から に該当する者が重要な者*5である場合において、その者の配偶者または二親等内の親族

(注)

1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう。

2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。

3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。

5. 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮するとともに、業務執行に対する実効性のある監督を実施するため、当社グループの業務に精通した社内取締役3名と、企業経営、財務・会計、グローバルビジネス等の各専門分野における高い見識と豊富な経験を有する独立社外取締役2名及び社外監査役3名で構成しています。

中期経営計画を実現するために必要な各取締役が備えるべきスキルを特定したうえで、取締役会全体としての知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性のある構成となるよう、取締役候補者については「指名委員会(旧 選考委員会)」の審議を経たうえで取締役会が指名を行います。

なお、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスについては、当社ホームページに記載しています。

(スキル・マトリックス：<https://willgroup.co.jp/sustainability/governance/governance.html>)

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

事業報告書及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む兼任状況を開示しています。

(株主総会招集通知：<https://willgroup.co.jp/ir/library/report.html>)

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、当社が定めるコーポレート・ガバナンス基本方針に基づき、2021年1月に全取締役(5名)及び全監査役(3名)に対し、取締役会の実効性評価を実施しました。

その結果の概要は以下の通りです。

1. 評価の実施方法

・取締役及び監査役に対するアンケートの実施

・5段階評価と自由記述式回答(4区分20項目)

<区分>

取締役会の構成

取締役会の運営

社外役員に対する支援体制

総合評価

2. 評価の結果

上記実施の結果、取締役会の持効性については以下の内容が確認されました。

取締役会の開催頻度、議事運営が適切に行われている。

資料をあらかじめ配布または説明の上、十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討ができています。

取締役会は、多様な知識、経験を有する者でバランスよく構成されており、経営課題について多角的な視点から検討ができています。

社外役員に対し、経営・財務・リスク管理、当社グループの直面する経営課題・コンプライアンス上の問題に関する情報が十分提供されている。

重要事項を的確に審議し、より戦略的な議論を行うべく、適宜取締役会で審議すべき事項の見直しが行われている。

決議した案件の経過または結果についての報告を行い、取締役の職務執行状況の監督ができています。

3. 今後の取り組み

当社は、今回の取締役会実効性評価の結果を踏まえ、更なる取締役会の機能強化に向け、議案の最適化、議論深化のための情報提供、事務局体制強化等を図り、取締役会実効性向上に向けた取り組みを引き続き継続します。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役については、事業・財務・法令・組織等に関する幅広い知見を有する者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っています。就任後においても、会社法及び時々の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会や交流会等に参加する機会を設ける等、取締役・監査役に対するトレーニングを継続的に実施しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、「情報開示の基本方針」「情報開示の基準」「情報開示の方法」「将来の見通しに関して」及び「沈黙期間について」からなるディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページで公表しています。

(ディスクロージャーポリシー：<https://willgroup.co.jp/ir/disclosure.html>)

また、株主との建設的な対話を促進するための方針を次の通りとしています。

(1) 当社のIR活動は、代表取締役、管理本部担当執行役員が積極的に対話に臨み、経営戦略・事業戦略・財務情報等について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR活動を展開します。

(2) 管理本部を中心とし、経営企画、総務、財務、経理、法務部門、各事業責任者等が有機的に連携し、適時かつ公正、適正に情報開示を行います。

(3)対話の手段として、個人向け会社説明会、機関投資家向け決算説明会を開催しています。また、説明会動画、質疑応答の内容等をホームページに掲載する等、IR活動の充実に引き続き取り組みます。

(4)株主との個別面談については、財務部IRチームを窓口として、株主の希望及び面談の目的等を踏まえて、経営人幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談を行い、合理的な範囲で適切に対応を行います。

(5)対話において把握された株主の意見・懸念等は、代表取締役または管理本部担当執行役員を通じて、四半期単位で、当社各会議体へ適切かつ効果的なフィードバックを行います。

(6)ディスクロージャー・ポリシーに基づく沈黙期間の設定の他、インサイダー情報の管理に関する規程を運用し、徹底します。

上記にかかる開示書類につきましては、当社ホームページ(<https://willgroup.co.jp/ir/index.html>)から閲覧いただけます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田 良介	4,204,100	18.64
株式会社池田企画事務所	1,707,500	7.57
大原 茂	1,680,000	7.45
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	925,800	4.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	850,500	3.77
ウィルグループ従業員持株会	570,200	2.53
RE FUND 107 - CLIENT AC	447,500	1.98
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE - AC)	428,200	1.90
渡部 信吾	400,000	1.77
平 良一	367,000	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(1)グループ経営に関する考え方及び方針

当社は、上場子会社として東証マザーズに上場しているフォースタートアップス株式会社を有しています。

当社グループは、グループ全体の企業価値の最大化を目指すうえで、上場子会社については、独立性を維持しながら機動的な経営を行う体制を継続することによって、安定的に収益を計上し、少数株主を含む株主全体の利益に合致した形で、持続的な連結業績の向上を図ります。

(2) 上場子会社を有する意義

同社は、「for Startups」という経営ビジョンのもと、成長産業支援を目的としています。同社は、スタートアップ企業・大手企業・求職者等のエコシステムビルダーを繋ぐ存在としてのポジショニングを築きつつありますが、成長産業支援の中心的な役割を担うためには、当該ポジショニングの確立を図るとともに、社会的信用度の向上、自律的な資金調達主産の確保や人的資源の充実を通じて、さらなる企業価値の向上が必要と考えています。そのような背景から、株式上場を通じて、当社グループの資金配分方針に制限されずに資金調達することができ、かつ上場会社という独自の信用力を得ることで、結果として当社グループの企業価値向上に最適であると判断し、同社の上場を維持する必要があると考えています。

(3) 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

当社は、グループの経営方針・戦略については、共通意識が保たれるように努めていますが、同社の事業活動及び経営判断は、それぞれ自主性に委ねることを基本原則としています。そのため、少数株主保護の観点から、当社及び当社以外のほかの子会社と当社との内部取引は原則行わない方針にしています。また、取締役の構成においても、当社役員以外の者が過半数を占めることを基本原則としており、役員の受け入れは、取締役1名、監査役1名を限度とし、当社から独立したコーポレート・ガバナンス体制を構築、運用しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
伊藤 修平	公認会計士													
池側 千絵	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 修平			公認会計士としての豊富な経験・実績と会計に関する高度な知見を有しているほか、他社社外役員を歴任し企業経営の経験を豊富に有しており、取締役会において、積極的な発言をしています。当社から独立した立場であり、当社グループの持続的成長と、企業価値向上、また、経営の透明性、公正性、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に尽力していただくことを期待することから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所及び当社が独自に定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

澤田 静華	公認会計士																			
大向 健治	公認会計士																			
中村 克己	弁護士																			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 静華			公認会計士としての経験と専門知識を有しており、会社経営上の特に財務及び会計面からの監視、助言を期待し、社外監査役に選任しています。また、東京証券取引所及び当社が独自に定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
大向 健治			公認会計士としての高い専門性及びグローバルなグループ経営に豊富な経験と知見を有しており、当社の監査体制を強化し、経営監督機能の強化とより良いガバナンス体制の構築を図るため、社外監査役に選任しています。また、東京証券取引所及び当社が独自に定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
中村 克己			弁護士としての高い専門性及び事業環境の変化に対応できるグローバルな企業経営やリスク管理に関する豊富な経験及び高い知見を有しており、当社の監査体制を強化し、経営監督機能の強化とより良いガバナンス体制の構築を図るため、社外監査役に選任しています。また、東京証券取引所及び当社が独自に定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員として届け出しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績目標の達成を行使条件とするストックオプションと、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度等を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

<ストックオプション>

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、ならびに従業員に対し、ストックオプションを付与しています。

<業績連動型株式報酬制度等>

固定報酬とは別枠で、取締役(社外取締役及び無報酬の取締役を除く。以下も同じ)に対する業績連動型株式報酬制度等を導入しています。本制度は、業績連動型株式報酬と役員連動型株式報酬であり、業績向上のみならず、企業価値向上に貢献する意識を高めることで、株主との利害共有をすることを目的に導入しています。業績連動型株式報酬の業績指標は、株式交付規程に定める職務等級制度に基づき、格付けされる等級ランクごとにポイントを定めています。これらの指標を選択した理由は、当社中期経営計画において高収益体質化を基本方針として掲げていること及び各取締役が株主から期待される職責を果たすことがミッションであるためです。また、算定方法は、株式交付規程に基づき職位及び各取締役の業績貢献に応じたポイントを付与し、株式報酬を分配するものです。

その業績は、業績連動型株式報酬は2023年3月末日に終了する事業年度に株式が交付されるため、2021年3月末時点において実績はありません。役員連動型株式報酬は、下記「(6)取締役報酬関係」における「該当項目に関する補足説明」に記載の「非金銭報酬等」に記載の通りです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりです。

取締役に支払った報酬の総額:136百万円(うち社外取締役3名に11百万円)

報酬の総額の内訳:固定報酬118百万円(うち社外取締役3名に11百万円)、非金銭報酬等18百万円

監査役に支払った報酬の総額:21百万円(うち社外監査役3名に21百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項>

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、各人の職務に応じた固定報酬と、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしています。

ロ. 本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役(社外取締役及び無報酬の取締役を除く。以下も同様。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、あらかじめ定めた役員に応じた報酬額を基本報酬とした上で、管掌組織、職責及び前年度の業績評価に基づき決定しています。なお、社外取締役については、業務内容、社会への貢献度及び就任の事情等を総合勘案し決定しています。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

中長期インセンティブの業績連動型株式報酬制度等は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与し、その数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されます。当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付を受ける「業績連動型株式報酬」については在任中の一定の時期(対象期間の終了時)、役員に応じて当社株式の交付を受ける「役員連動型株式報酬」については取締役の退任時としています。

ニ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、職責に応じた基本報酬の水準を重視しており、このことを基本としつつ、株主利益の追求にも配慮し、基本報酬、株式報酬の構成割合を考えています。取締役の基本報酬に対する株式報酬の構成比は、最大2割程度となるよう設計しています。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとしています。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、原案を常勤取締役で構成された「報酬委員会」にて評価し、客観性・公平性・透明性の観点より、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」で事前に審議・確認し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしています。なお、業績連動型株式報酬は、当社取締役会で定めた株式交付規程に則り、ポイントを付与します。

<取締役個別の報酬等の決定にかかる委任に関する事項>

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役会長池田良介及び代表取締役社長大原茂がその具体的内容について委任を受けるものとしています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、原案を常勤取締役で構成された「報酬委員会」にて評価し、客観性・公平性・透明性の観点より、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」で事前に審議・確認し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしています。なお、業績連動型株式報酬は、当社取締役会で定めた株式交付規程に則り、ポイント付与します。

(注) 取締役の金銭報酬限度額は年額300百万円以内(2008年6月27日開催の定時株主総会にて決議)です。

金銭報酬とは別枠で、非金銭報酬等の額は、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会において、2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度までの株式報酬の額として合計210百万円以内、付与するポイントの上限を1事業年度あたり80,000ポイント(社外取締役及び無報酬の取締役を除く)と決議いただいています。

監査役の金銭報酬限度額は年額40百万円以内(2008年6月27日開催の定時株主総会にて決議)です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専任のスタッフはおりませんが、管理本部役員室内においてサポート業務を兼任しています。管理本部役員室は、定時・臨時取締役会の開催に際し、決議事項及び報告事項等に関する資料を事前配付するとともに、社外取締役及び社外監査役から問合せがあった場合には、迅速に対応する体制としています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社では代表取締役等を退任した者を相談役・顧問等に任命する制度はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

当社の取締役会は、代表取締役会長 池田良介、代表取締役社長 大原茂、告野崇、伊藤修平及び池側千絵の取締役5名(うち伊藤修平及び池側千絵は社外取締役)で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しています。

取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しています。

取締役会には監査役3名(うち社外監査役3名)が臨席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えています。

(監査役会)

当社は監査役会設置会社です。当社の監査役会は澤田静華、大向健治及び中村克己の社外監査役3名で構成されています。

各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。毎月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催される監査役会において監査の方針や計画等を定めるほか、コンプライアンス上の問題点等について意見交換を行っています。また、四半期ごとに会計監査人から決算に関する説明・報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人と情報・意見交換を行っています。

なお、監査役 澤田静華及び大向健治は公認会計士の資格を、監査役 中村克己は弁護士資格をそれぞれ有しています。

(指名・報酬に係る諮問委員会)

取締役候補者の選任及び取締役の報酬に関する審議プロセスの透明性及び客観性を高めるために、指名・報酬に関する事項の決定は、それぞれの委員会等で事前に審議・確認したうえで、取締役会で決定します。

・指名委員会(旧 選考委員会)

当社の「指名委員会(旧 選考委員会)」は、代表取締役会長 池田良介、代表取締役社長 大原茂、告野崇、伊藤修平及び池側千絵の取締役5名(うち伊藤修平及び池側千絵は社外取締役)で構成されています。

最高経営責任者の後継者プランニングにおける後継者の教育、育成に係る事項、取締役候補者の選任及び取締役の解任に係る事項等を審議しています。

・報酬委員会

当社の「報酬委員会」は、代表取締役会長 池田良介、代表取締役社長 大原茂、告野崇の常勤取締役の3名で構成されています。「報酬委員会」で評価したものは、客観性・公平性・透明性の観点より、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」で取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであるか事前に審議・確認をしています。

(コンプライアンス委員会)

代表取締役を委員長とし、当社グループの取締役ならびに社内より選出した社員からなるコンプライアンス委員会において、法令遵守について都度確認、啓蒙し、各取締役または執行役員がそれぞれの管掌部門に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っています。

(内部監査室)

当社の内部監査室は4名で構成されております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたるとともに、当社グループ全体を定時及び随時に監査し、適法性の面からだけでなく、妥当性や効率性の改善に関する指摘・指導をしています。

(グループ経営会議)

グループ経営会議では、当社グループの取締役、執行役員を中心とし、直近の事業環境や業績動向の分析並びに中長期の事業戦略等の重要事項を協議しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の通り、取締役の職務執行に対して、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底しています。

なお、監督機能の有効性を高めるために、社外において十分な経営経験と見識を有した社外取締役を選任しています。

また、監査役3名中3名が社外監査役であり、専門性が客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月に開催した株主総会の招集通知は、法定期日より3日早く発送しています。また、発送日に先立って、当社ホームページに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は3月であり、株主総会が集中する決算月であります。株主総会集中日は極力避けるように努めます。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社が指定する株主名簿管理人の議決権行使サイトにて議決権を行使できる環境を整えています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページおよび議決権電子行使プラットフォームにおいて、英文の招集通知を掲載しています。
その他	招集通知を当社ホームページおよび東京証券取引所のホームページTDnetにて開示し、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて「ディスクロージャーポリシー」を掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を開催するとともに、個人投資家向け説明会動画をホームページに掲載しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の年2回(5月、11月)の決算説明会を開催し、決算説明会動画、決算説明会での質疑応答の内容を当社ホームページに掲載しています。また適宜、機関投資家への訪問や証券アナリストとのミーティング等を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期開催はしていませんが、適宜、ミーティング等を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、決算補足資料、決算説明会資料の日本語・英語版、有価証券報告書又は四半期報告書、その他適時開示資料等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部担当執行役員をIR担当役員に任命し、IR担当部署として財務部IRグループを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動指針「WILL WAY」及び「行動規範」を制定し、事業活動の第一線にまで広く浸透されるよう、様々な手法により伝達しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、東日本大震災の発災直後から、NPO法人が運営している“放課後学校”の支援や子どもたちが自分の未来にワクワク出来るような機会を創出するための課外活動や教育支援等、様々な取組みを行っています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

本報告書 - 1.【コーポレートガバナンスコードの各原則に基づく開示】【原則5 - 1】に記載の通りです。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a) 当社は、グループ会社を含めた役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施します。
- b) 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止します。
- c) コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、外部の弁護士への通報窓口及びコンプライアンス委員を直接の情報受領者とするコンプライアンスホットライン規程を制定し、その規程に基づき運用します。
- d) 内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとります。
- e) コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役に報告を行います。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、代表取締役が全社のリスクコントロールを統括します。代表取締役は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、コンプライアンス委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。
- なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a) 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
- b) 当社は、執行役員制度を導入しています。経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を推進することで、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築します。
- c) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。
- (5) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社グループの各社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等)については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。
- (8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会計監査人、内部監査室と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。
- (9) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- 当社グループは、不当要求等への対応を所管する部署を総務部とし、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し、毅然と対応します。

その他

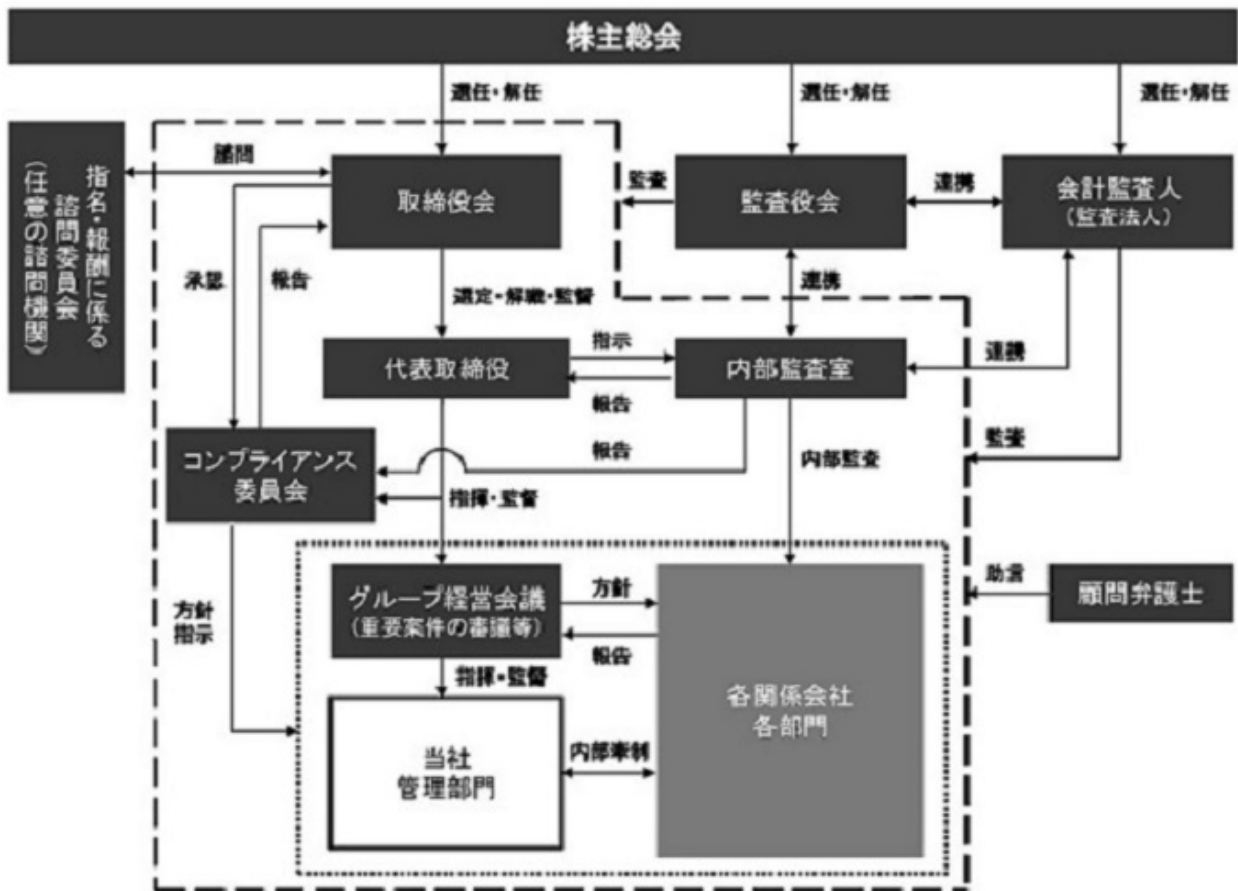
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

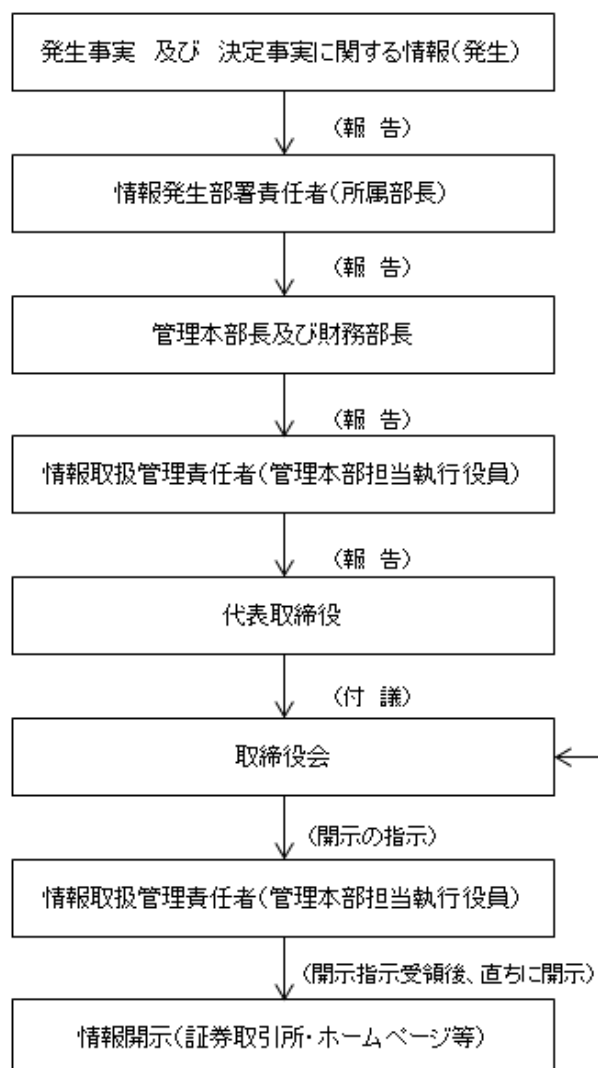
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【情報収集のフロー】



【開示書類作成のフロー】

